

徳島県告示第六十五号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局二好庁舎において、令和八年二月三日から一週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月三日

徳島県知事　後藤田　正　純

道路の種類　一般国道

四三九号		路線名	
同	三好市東祖谷櫻尾六五六番地先	区間	
新	旧	新旧の別	敷地の幅員（メートル）
一〇・〇～一四・〇	九・五～一二・三	一六・四	（メートル）
	一六・四	一六・四	延長